

企業における人権及び企業の社会的責任(CSR)に関する調査結果概要

2014(平成26)年3月

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

目次

1. 企業における人権及び企業の社会的責任(CSR)を取り巻く状況
2. 調査の実施概要
3. 調査結果
4. 総括・提言
5. 経済産業省の人権啓発支援事業

1. 企業における人権及び企業の社会的責任(CSR)を取り巻く状況

1-1. なぜ、企業が人権を大切にしなければならないのか -企業が人権を尊重する意義-

人権とは「人が人らしく幸せに生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利である。

我が国では、日本国憲法の下、すべての国民に基本的人権を保障し、人権に関する各種施策が講じられてきた。しかし、残念ながら今日においても、人種、民族、信条、性別、障害等による偏見や不当な差別行為などの人権が尊重されているとは言えない実態が存在している。すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権意識を高めることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発は極めて重要である。

一方、企業は、従業員、取引先、消費者、投資家などのステークホルダーとのつながりから成り立っている。このため、近年では、企業も社会を構成する一員としての責任ある行動「企業の社会的責任(CSR=Corporate Social Responsibility)」を果たすことが求められており、企業が持続的に発展していく上でも人権に配慮した企業活動が必要不可欠な状況にある。

1-2. 企業の社会的責任(CSR)に係る最近の動き

近年、社会情勢の変化に伴い、世界中で環境破壊や貧困・較差などのさまざまな社会問題が深刻化している。一方、企業活動のグローバル化が進む中、物流などネットワークの進展により、企業活動が社会に与える影響が非常に大きくなっている。特に環境や人権など国際社会に共通する普遍的な課題について、社会の関心が高まっている状況にある。

また、我が国においては、食品表示の偽装やリコールの隠ぺいなど、企業に対し多くの消費者が不信感を抱くような事件が頻発していることも忘れてはならない。

このため、企業等の組織に対し、社会的に責任のある行動(CSR)の重要性がより強く求められるようになってきたばかりではなく、社会に貢献する企業こそが評価に値するという意識を反映して「社会的責任投資」(SRI=Socially Responsible Investment)への関心が高まっているのである。

このような状況を踏まえ、例えば、日本経済団体連合会は2002(平成14)年に「企業行動憲章—社会の信頼と共感を得るために—」を策定した(2010(平成22)年最終改訂)。この

憲章は、企業倫理に関する経営者のイニシアチブを強化すること、不正防止の体制整備及び不祥事が発生した場合の説明責任、地域経済社会の発展への貢献、人権を含む各種国際規範の尊重などの10の原則に基づき、持続可能な社会に資することを促している。

また、2010（平成22）年には国際標準化機構（ISO）が持続可能な社会の発展のため、社会的責任（SR）規格である「ISO26000」を発行した。この「ISO26000」は、企業を含めたあらゆる組織を対象にしていることが特徴であり、我が国も、規格策定メンバーに参加し、国内対応委員会を設けるなど積極的に参画した。

本規格は、企業のみならず、国や地方自治体、教育・医療機関など、あらゆる組織を対象としており、その中で組織が果たすべき社会的責任に関する「7つの原則」と推進すべき「7つの中核主題」を掲げている。「人権」は、当該「7つの中核主題」の重要な柱の一つであるとともに「ISO26000」全体に横断的に取り込まれている原則の一つとして重要な意味を持っている。世界のグローバル化が進む中、多くの企業は「ISO26000」を共通のテキストとし、自社の取組方針を定めて、サプライチェーン全体による社会的責任の遂行に取り組んでいるところである。

今後、「企業の社会的責任」に対する関心は、これまで以上に高まっていくことが想定され、企業等が発展を持続させるためには、あらゆる組織が「人権」を尊重し、社会に大きく貢献していくことが求められているのである。

2. 調査の実施概要

（1）調査の目的

本調査は、平成24年度中に、企業が自ら人権及び企業の社会的責任（CSR）に関して実施した取組の状況及びその効果等について把握し、平成19年度に実施した前回調査結果との比較も踏まえつつ、企業における人権及び企業の社会的責任（CSR）の普及並びに発展の変化について評価・分析を行うことにより、経済産業省中小企業庁が、今後の人権啓発支援事業を展開していくための基礎資料とすることを目的に実施しました。

（2）調査対象

①. 調査の対象とサンプル数

- 母集団：全国の従業員数50人以上、法人格が株式会社、合資会社、合名会社が調査対象
(本調査では、民間の母集団情報を活用したため、82,646社が母集団の総数)
- 標本数：12,000社
- 抽出方法 都道府県別に同じ抽出率を用いた等間隔抽出法

②. 調査方法

本調査は、調査対象企業へ調査票を郵送し、調査対象企業が自ら調査票に記入し返送する方法により実施しました。

③. 回収状況

	調査依頼企業数	有効回収数	有効回収率
今回調査	12,000社	4,173社	34.8%
前回調査（2007年度）	12,000社	3,663社	30.5%

④. 調査の時期

平成25年10月10日（木）から平成25年11月18日（金）まで

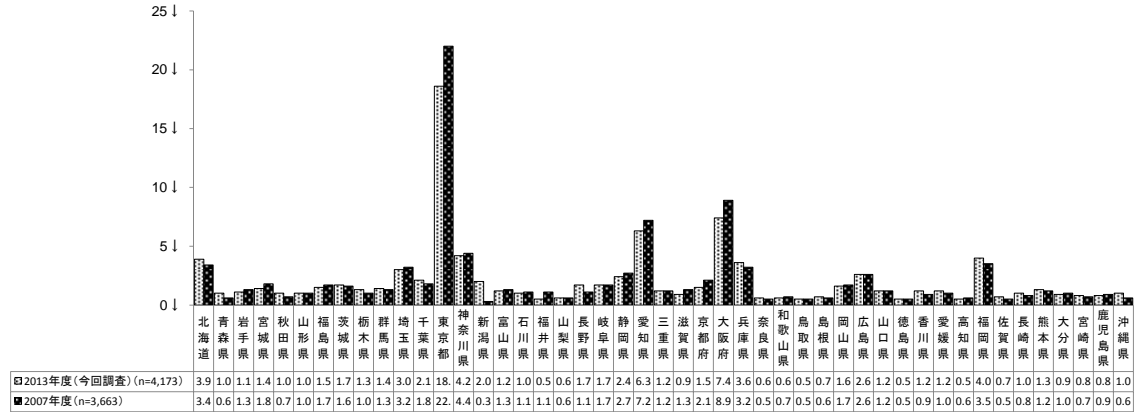
3. 調査結果

※構成比等の数値について小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならないことがあります。

※各設問末尾の略号の意味は次の通りです。

(S A) 択一回答 (MA) 複数回答 (F A) 自由回答

問1 (1) 所在地 (S A)

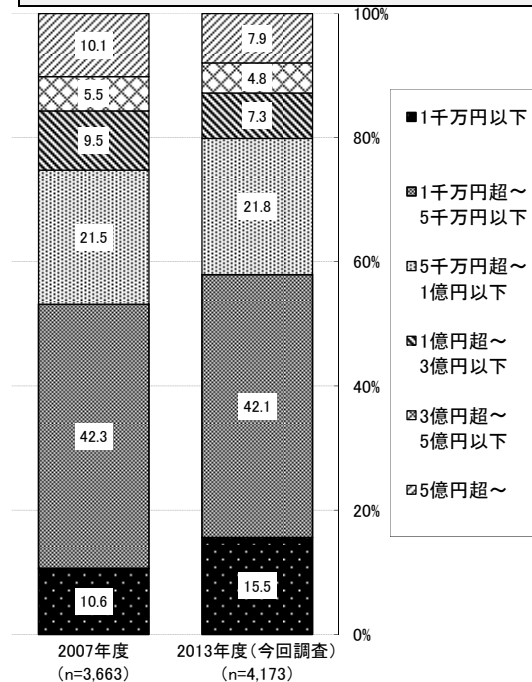


(n=2013年度(今回調査): 4,173 / 2007年度調査: 3,663)
 ※今回及び前回ともに調査を依頼した企業 12,000 社のうち、回答のあった企業について都道府県ごとに所在地の割合を表しています。

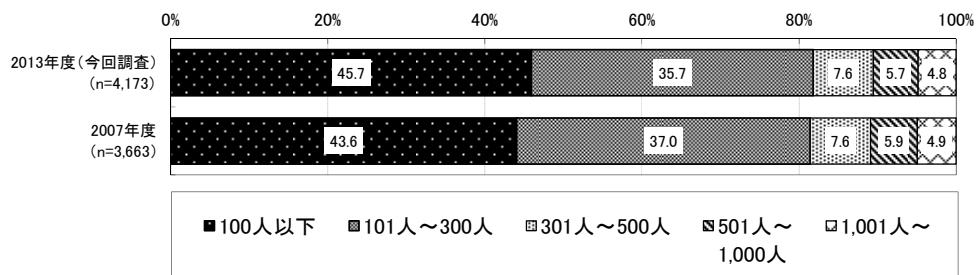
問1 (2) 業種 (S A)

業種名	2007年度 (n=3,663)	今回 (n=4,173)
建設業	9.1%	8.8%
製造業	33.4%	29.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5%	0.7%
情報通信業	3.5%	6.3%
運輸業	10.3%	11.8%
卸売・小売業	17.9%	17.7%
金融・保険業	1.3%	1.4%
不動産業	1.2%	1.8%
飲食店・宿泊業	2.3%	2.8%
医療・福祉	0.6%	2.3%
教育・学習支援業	0.5%	0.6%
他に分類されないサービス	12.5%	12.5%
その他	6.2%	2.4%
無回答	39.8%	1.2%

問1 (3) 資本金 (S A)

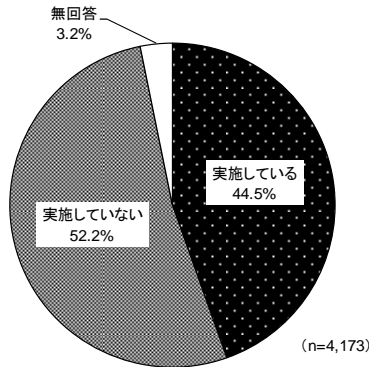


問1 (4) 従業員数 (S A)



■人権に関する取組について

問2 貴社では、「人権に関する取組」を実施していますか。(SA)



【過去調査(2007年度)との比較】

「人権に関する取組」の状況

	2007年度調査 (n=3,663)	今回 (n=4,173)
実施している	49.3%	44.5%
実施していない	50.7%	52.2%

問3 「人権に関する取組」について、どの部署で取り組まれていますか。(SA)

	2007年度 (n=1,085)	今回 (n=1,859)
組織横断的な委員会など	8.5%	7.0%
人権に関する業務を専門的に行う部署	1.9%	1.0%
企業の社会的責任(CRS)を担当している部署が兼務	8.0%	8.6%
他の業務と兼務している部署	62.8%	64.9%
社内に担当する部署は設けていない	15.3%	12.7%
その他	2.2%	4.1%

問4 支社、営業所・工場などの「人権に関する取組」はどのように実施していますか。

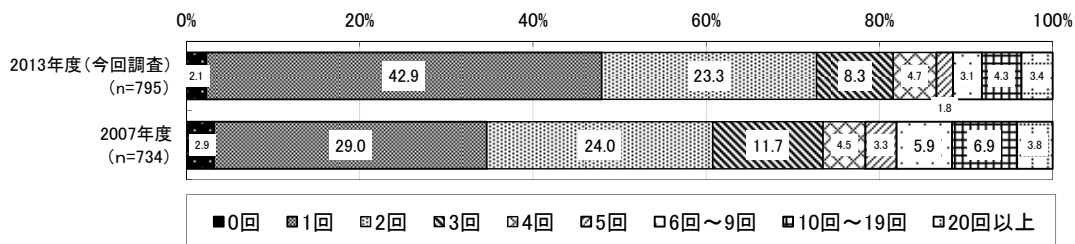
(SA)

	2007年度 (n=1,085)	今回 (n=1,859)
本社のみ取り組んでいる	17.8%	15.6%
本社に加え、それぞれの地域の支社や営業所・工場などで、本社と同様の内容で取り組んでいる	50.9%	57.8%
本社とは別に、それぞれの地域の支社や営業所・工場などで、独自の内容で取り組んでいる	4.5%	3.1%
本社に加え、一部地域の支社や営業所・工場などで取り組んでいる	8.1%	6.8%
支社や営業所・工場が存在しない	17.1%	16.7%

問5 (1) 実施した人権に関する取組について、取組の種類ごとに、実績があるものをいくつかも選んでください。(MA)

	2007年度 (n=1,085)	今回 (n=1,859)
社内における研修会又は講演会の開催	40.7%	42.8%
外部機関が開催する研修会又は講演会への参加	55.7%	45.7%
映画又はDVD・ビデオの上映	13.7%	14.0%
パンフレット等の各種資料の配布	32.5%	22.6%
社内イントラネット・社内報・社内掲示板への情報提供	28.5%	30.2%
CSR報告書等の取組の公開と透明性の確保	7.5%	9.6%
社是など社内規定の整備	35.3%	29.6%
相談窓口の設置	38.3%	35.9%
その他	2.2%	3.1%

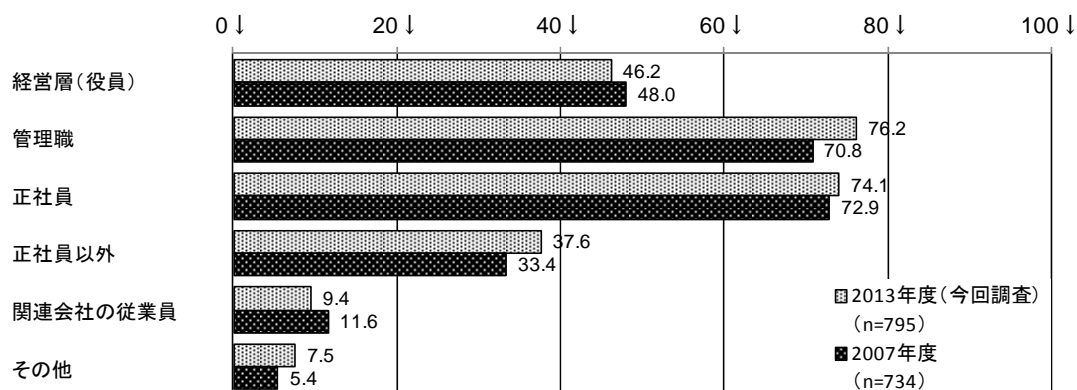
問5(2)① 社内における研修会又は講演会の回数は、平成24年度はのべ何回程度でしたか。(FA)



問5(2)② 社内における研修会又は講演会では、どのようなテーマを取り扱いましたか。(MA)

	2007年度 (n=734)	今回 (n=795)
人権全般	51.0%	38.6%
ハラスメント(セクハラ・パワハラ等)	60.5%	72.3%
女性(ハラスメント以外)	12.5%	9.1%
子ども	3.1%	1.5%
高齢者	11.9%	5.5%
障害のある人	13.2%	11.8%
同和問題	25.6%	14.0%
アイヌの人々	1.9%	0.6%
外国人	8.3%	4.7%
インターネットによる人権侵害	4.5%	6.0%
企業の社会的責任(CSR)	44.8%	34.2%
その他	5.2%	6.5%

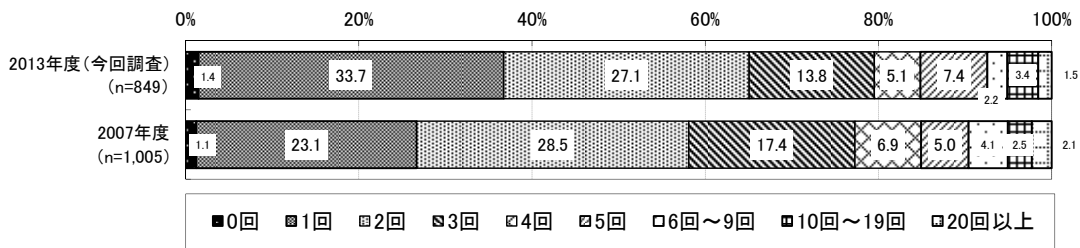
問5(2)③ 社内における研修会又は講演会はどのような対象者に実施しましたか。(MA)



問5 (2) ④ 社内における研修会又は講演会でどのような教材を利用しましたか。(MA)

	2007年度 (n=734)	今回 (n=795)
社内で作成した人権関係のパンフレットなど	39.8%	44.5%
社外で作成された人権関係のパンフレットなど	42.0%	44.0%
人権関係の映像資料(ビデオ・DVD・映画等)	31.7%	29.7%
その他	12.0%	14.7%

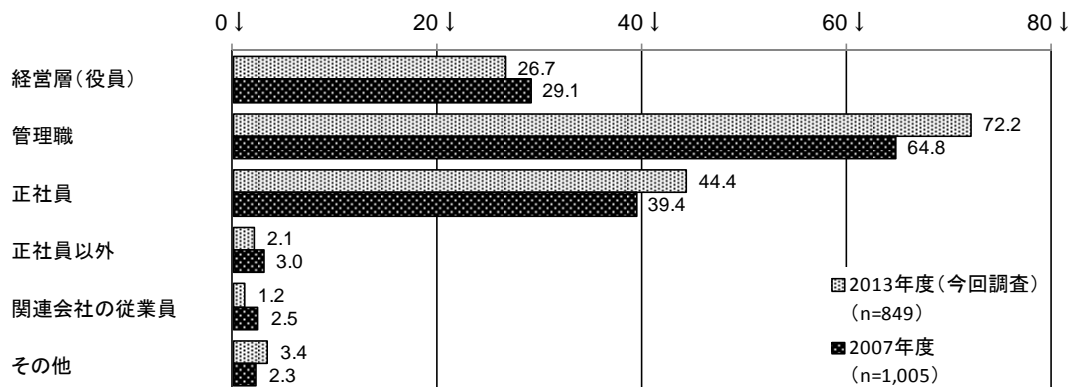
問5 (3) ① 外部機関による研修会又は講演会の回数は、平成24年度はのべ何回程度でしたか。(FA)



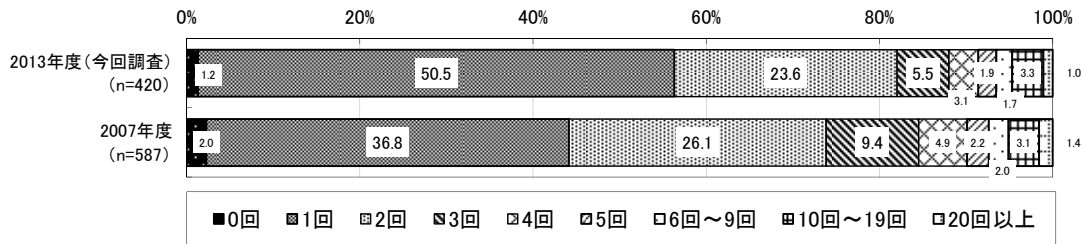
問5 (3) ② どのようなテーマを扱った外部研修会又は講演会に参加しましたか。(MA)

	2007年度 (n=1,005)	今回 (n=849)
人権全般	57.8%	59.7%
ハラスメント(セクハラ・パワハラ等)	48.5%	51.9%
女性(ハラスメント以外)	13.5%	10.0%
子ども	2.6%	2.7%
高齢者	16.7%	11.1%
障害のある人	25.9%	23.7%
同和問題	47.7%	39.1%
アイヌの人々	1.9%	1.3%
外国人	10.1%	4.8%
インターネットによる人権侵害	4.4%	5.4%
企業の社会的責任(CSR)	28.3%	22.3%
その他	2.2%	4.5%

問5 (3) ③ 外部研修会又講演会はどのような方々を参加させましたか。(MA)



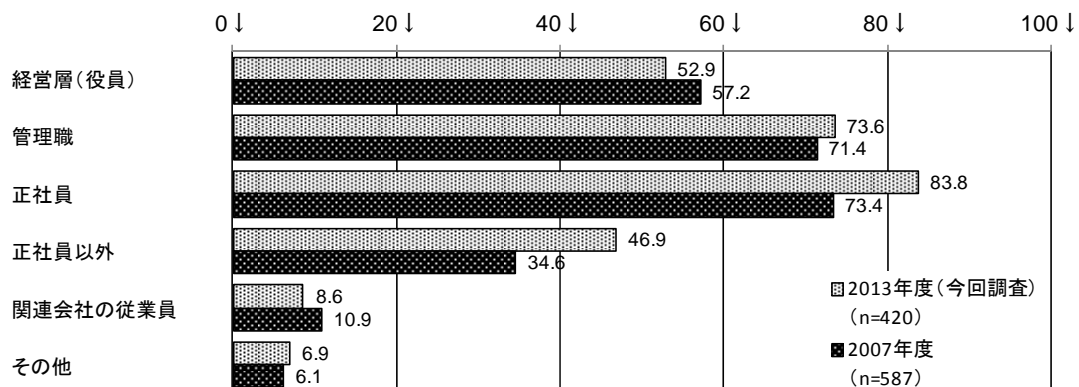
問5(4)① パンフレット等の各種資料の配布回数は、平成24年度はのべ何回程度でしたか。(FA)



問5(4)② どのようなテーマのパンフレット等を配布しましたか。(MA)

	2007年度 (n=587)	今回 (n=420)
人権全般	53.3%	51.4%
ハラスメント(セクハラ・パワハラ等)	62.0%	64.0%
女性(ハラスメント以外)	14.5%	11.9%
子ども	4.1%	2.4%
高齢者	13.1%	7.4%
障害のある人	16.0%	13.6%
同和問題	24.7%	14.0%
アイヌの人々	1.5%	1.7%
外国人	8.0%	5.5%
インターネットによる人権侵害	4.8%	5.5%
企業の社会的責任(CSR)	36.8%	32.1%
その他	4.4%	6.0%

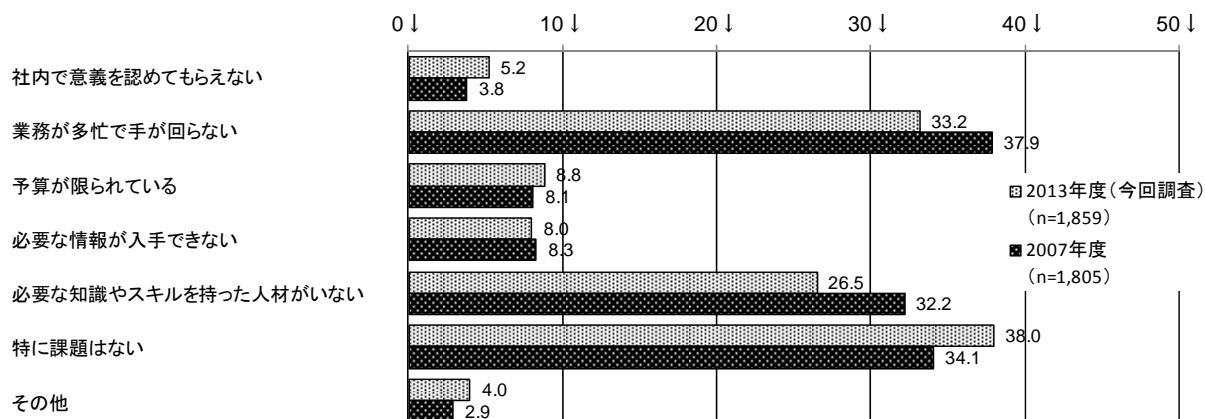
問5(4)③ どのような方々にパンフレットを配布しましたか。(MA)



問6 「人権に関する取組」で、社内の人権意識が高まることによる効果は、どのようなことと考えますか。(MA)

	2007年度 (n=1,805)	今回 (n=1,859)
有能な人材が集まる	10.5%	11.2%
勤労意欲が増進する	24.8%	26.9%
職場の活性化につながる	42.9%	42.7%
個人の能力が発揮され、生産効率向上につながる	21.8%	21.6%
製品やサービスの質の向上につながる	14.6%	15.4%
企業の社会的イメージの向上、信用確保につながる	60.2%	53.8%
人権侵害の防止につながる	68.3%	66.1%
海外の取引先の獲得・拡大につながる	1.4%	1.9%
企業の社会的責任(CSR)の推進につながる	67.1%	61.8%
わからない	1.9%	1.6%
その他	0.4%	1.0%

問7 「人権に関する取組」を進める上での課題をお聞かせください。(MA)



問8 「人権に関する取組」を行っていない理由をお聞かせください。(MA)

	2007年度 (n=1,856)	今回 (n=2,179)
社内で意義を認めてもらえない	2.7%	3.0%
業務が多忙で手が回らない	36.7%	39.1%
経費の増加が予想される	8.7%	8.5%
必要性は感じているが、必要な情報が入手できない	19.1%	17.1%
必要性は感じているが、必要な知識やスキルを持った人材がない	40.6%	33.0%
これまでに問題が発生したことがない	62.8%	63.2%
人権に対してあまり関心がない	8.5%	8.7%
必要ないと考えている	7.2%	9.2%
競合する同業者や取引先が取り組んでいない	9.7%	9.0%
その他	6.0%	6.2%

■企業の社会的責任（CSR）について

問9 企業の社会的責任（CSR）に関して「すでに実施している又は「検討している」項目をいくつでも選んでください。（MA）

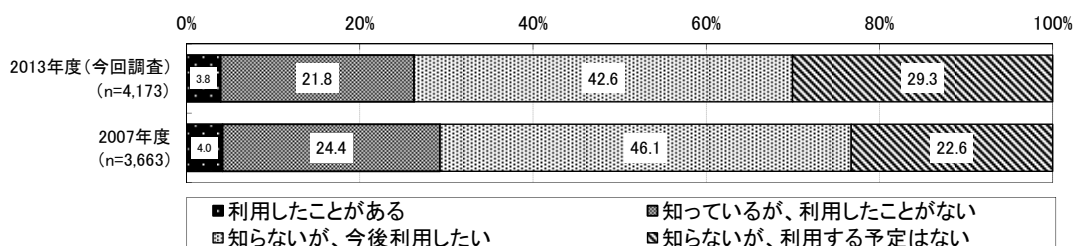
	2007年度 (n=3,411)	今回 (n=4,173)
社内や社内規程などで方針を定め、担当する部署を設置	52.4%	38.1%
環境に配慮した企業活動の展開	66.6%	53.1%
製品・サービスに対する危機管理体制の整備	61.8%	46.6%
コンプライアンス(法令遵守)への取組体制	64.9%	52.8%
国際規格に関連した取組	59.2%	40.0%
社会貢献活動の実施	42.4%	35.6%
取組の公開	22.8%	19.2%
個人情報の保護への対応	75.1%	59.2%
男女の平等な取り扱い	69.9%	54.1%
同和問題の解決に向けた取組	31.5%	14.2%
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについての対応	65.4%	55.0%
職場のメンタルヘルス対策	—	46.5%
育児・介護をしやすい職場環境の整備	61.5%	49.2%
勤務時間のシフト、時短勤務、希望地域・部署への異動など多様な労働形態	52.2%	38.6%
高齢者、障害のある人の雇用	67.7%	47.2%
バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応	21.3%	8.9%
外国人に対する平等な取り扱いや配慮	29.7%	17.0%
児童労働に関与している企業との取引拒否などの規定	14.1%	2.9%
その他	0.8%	1.1%
企業の社会的責任(CSR)に関しては、特に実施していない	6.0%	5.3%

※「職場のメンタルヘルス対策」の選択肢は今回調査から追加しています。

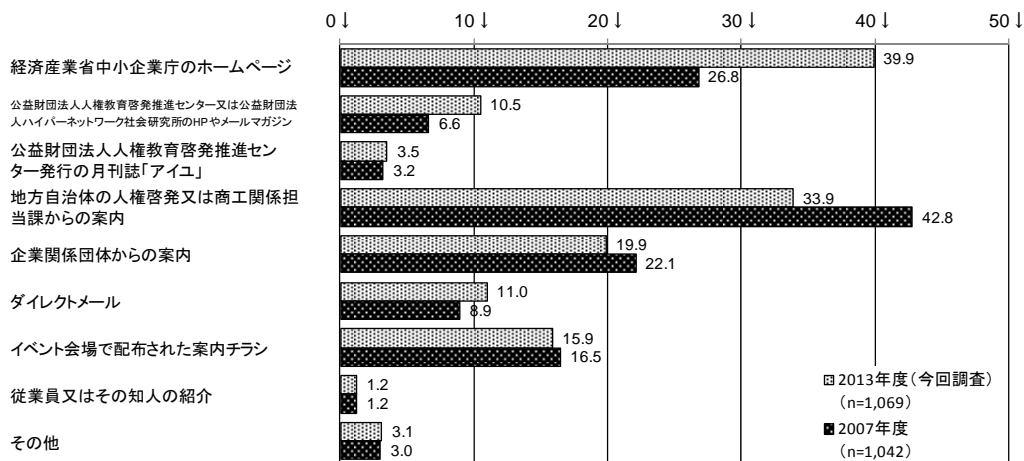
※「企業の社会的責任（CSR）に関しては、特に実施していない」については、2007年度の算出方法が2013年度の算出方法と異なり、2007年度のこの選択肢のみ、掲載しているn数と異なります。

■経済産業省中小企業庁の事業について

問10 経済産業省中小企業庁では、企業における人権啓発や企業の社会的責任（CSR）に関して、パンフレットやビデオを配布し、ご利用いただいております。このようなパンフレットやビデオをご存知ですか。（SA）



問11 パンフレットやビデオをどのようにしてお知りになりましたか。(MA)



問12 (1) 「『企業の社会的責任と人権』セミナー」に参加したことがありますか。(SA)

	2007年度 (n=3,633)	今回 (n=2,999)
参加したことがある	10.9%	9.9%
知っていたが、参加したことはない	22.2%	13.2%
知らなかった 今後、参加したい	36.7%	39.1%
知らなかった 今後も、参加する予定はない	26.9%	37.3%

問12 (2) 「えせ同和行為対策セミナー」に参加したことがありますか。(SA)

	今回 (n=2,999)
参加したことがある	9.6%
知っていたが、参加したことはない	13.7%
知らなかった 今後、参加したい	25.1%
知らなかった 今後も、参加する予定はない	50.5%

※「えせ同和行為対策セミナー」は、2009年度から開始した事業のため、2007年度の調査結果はありません。

問12 (3) 「情報モラル啓発セミナー」に参加したことがありますか。(SA)

	2007年度 (n=3,633)	今回 (n=2,999)
参加したことがある	3.6%	2.0%
知っていたが、参加したことはない	21.1%	10.9%
知らなかった 今後、参加したい	40.0%	42.9%
知らなかった 今後も、参加する予定はない	31.8%	43.0%

問13 経済産業省中小企業庁には、どのような事業を特に重点的に実施してほしいとお考えですか。(MA)

	2007年度 (n=3,663)	今回 (n=4,173)
啓発のためのパンフレットやリーフレットの作成、配布	35.5%	39.5%
社内研修用のDVDなどの映像作品の作成、配布	36.2%	35.4%
企業関係者を対象とした人権セミナーやシンポジウムの開催	27.3%	24.1%
ホームページ上の情報提供の充実	37.3%	32.6%
企業からの相談に対応できる窓口の整備	32.4%	27.7%
資金面での補助	20.3%	16.5%
その他	2.7%	3.0%

■意見・要望・その他

問14 人権、企業の社会的責任（CSR）について、どのようなことに関心がありますか。

(MA)

	2007年度 (n=3,663)	今回 (n=4,173)
環境に配慮した企業活動	60.8%	45.2%
安全な商品やサービスの提供	52.4%	37.1%
個人情報の管理	57.5%	49.1%
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止	44.7%	48.2%
男女雇用機会格差の解消	28.3%	20.4%
児童労働に関与している企業との取引拒否	6.4%	4.7%
育児・介護休暇が取得しやすい環境づくり	32.4%	30.2%
職場のメンタルヘルス対策	53.3%	57.8%
高齢者の再就職支援の推進	38.4%	30.9%
建物や公共交通機関のバリアフリー化	9.5%	8.5%
ユニバーサルデザインに配慮した商品・サービスの提供	7.8%	7.3%
障害のある人の雇用促進と働きやすい職場環境づくり	22.7%	27.5%
同和問題への取組	9.0%	7.3%
外国人であることを理由とした就職差別の解消	8.5%	6.1%
法令順守の徹底	63.4%	50.3%
社会的責任に関する国際規格に関連した取組	17.2%	12.9%
社会貢献活動	47.9%	28.3%
その他	0.5%	1.4%

問15 その他、今後取り組みたいテーマや、人権、企業の社会的責任（CSR）についてご意見がありましたら、ご自由にお書きください。（FA）

人権及びCSRそのものについての感想・指摘等	33.5%
その他の施策への要望	16.0%
パンフレット、事例集等に関する要望	13.9%
中小企業庁への要望・意見	6.7%
セミナー関係の要望	6.2%
同和問題について	4.6%
人権およびCSRに関する指針等が欲しい	2.1%
その他	22.2%

※上表においては、回答のあったケース194件について、内容を類型化したうえで集計し、比率を求めています。

4. 総括・提言

4-1. 企業における人権及びCSRへの取組状況

(1) 「人権」に関する取組状況

今回の調査結果について、前回（平成19年度）の調査結果と比較すると、「人権に関する取組」を実施している企業の割合が若干減少している一方で、取組を実施していない企業の割合は微増し、全体の5割を超えていることから、今後は、企業の状況に合致したより一層の取組を促していく必要がある。

(2) 「CSR」に関する取組状況

CSRに関する取組状況については、全体としては約9割の企業が何らかの取組を行っていた。なお、前回調査結果に比べ「人権に関する取組」を行っている企業の割合が約45%程度と減少している一方で、CSRに取り組んだり、検討している企業が多いことから、多くの企業において「人権に関する取組」を行うこととCSRに取り組むことを別のものとして捉えている傾向は変わっていない状況にある。

(3) 企業の人権に関する取組への認識度

「人権に関する取組」を行っている企業の取組上の課題としては、「特に課題はない」に続き「業務が多忙で手が回らない」、「必要な知識やスキルを持った人材がいない」という回答が多かった。このことは、人権啓発に取り組むための人材が、質・量ともに不足している実情を示している。一方、「人権に関する取組」を行っていない企業では、多くの企業が「これまでに問題が発生したことがない」ことを理由として挙げており、次いで「業務多忙」や「必要な知識やスキルを持った人材がいない」などの理由により、取組が困難であるという回答が続き、人権に関する取組への認識が必ずしも十分ではないことがうかがえる。

4-2. 今後の人権啓発支援事業のあり方について

今回の調査結果から、今後の人権啓発支援事業のあり方について、下記のとおり提言する。

提 言

1. 人権の尊重とCSRを一体化した取組の促進
2. 経済産業省中小企業庁ホームページによる情報提供の充実及び地方自治体等と連携した情報提供の強化
3. 経営層に対するCSR導入の理解・促進
4. 人権啓発支援事業の継続及び一層の充実
5. 「企業における人権の尊重は、社会貢献のみならず企業の発展につながる」という視点に立脚したCSRの推進

(1) 人権の尊重とCSRを一体化した取組の促進

今回の調査においても、前回調査結果と同様に「問題がないので人権には取り組んでいない（問題が起きた場合に人権に取り組めばよい）」という意識でいる企業が最も多い。

その一方で、「人権に関する取組を実施していない」企業の中にはCSRに関する関心が高い企業も多く、「人権に関する取組」の有無にかかわらず約9割の企業が何らかのCSRに関する取組を実施している。

また、注目すべき点として、すでに「人権に関する取組」を実施している企業の中には、「人権に関する取組」を行う効果として「CSRの推進」を挙げている企業が多く見られ、人権とCSRを関連づける意識が存在することが挙げられる。

こうした状況を踏まえ、パンフレット等の各種啓発資料や映像資料を作成するにあたっては、これまで以上に、人権への取組がCSRとともに企業活動の基盤となることを理解してもらう内容を盛り込み、人権啓発資料がより一層、企業に活用されるよう、工夫を凝らす必要がある。さらに、企業が求められているCSRの根幹には、「人権尊重の精神」があることを多くの企業が認識していないことを踏まえ、人権の尊重とCSRは一体であるということを強調する取組を実施し、企業が「人権に関する取組」を行いやすい環境づくりを促進するべきであると考えられる。

(2) 経済産業省中小企業庁ホームページによる情報提供の充実及び地方自治体等と連携した情報提供の強化

今回の調査結果において、経済産業省中小企業庁が作成したパンフレットや映像資料等の情報を入手する手段については、全体では「経済産業省中小企業庁のホームページから情報を入手した」という回答の割合が最も高かったことから、企業に対する情報提供ツールとしてインターネット（ホームページ）の活用が効果的であると言える。その場合、考慮しなければならないのは、該当ホームページへいかに導くか、である。人権や企業の社会的責任に関心のない場合やその取組に消極的な人々へのアプローチについての工夫としては、例えば、インターネット上に、人権や企業の社会的責任に取り組むとメリットがあると思わせるキャッチコピーを記載したバナー広告を掲載し、そこから経済産業省中小企業庁ホームページの該当ページにつながるようにするなどの方法が考えられる。

さらに、地域には、企業と密接な関わりを持っている地方自治体や企業関係団体、商工会議所、ハローワーク等が存在しており、「企業の社会的責任と人権」セミナーやえせ同和行為対策セミナーを開催する際には後援団体として広報等の協力を得ているところであるが、引き続きこれらの団体等と連携しながらセミナーの開催やパンフレット等の配布についての広報を実施していくことが重要である。

(3) 経営層に対するCSR導入の理解・促進

人権啓発及びCSRの推進を「企業全体」に浸透させるには、企業としての方針の決定権を持つ経営層（役員）の意向が大きいかを考慮すべきである。経営層の意識を変えていくことは相当難しいが、例えば、研修や啓発資料のテーマを、「人権に関する取組と企業の利益」といった経営者の関心を引くものにする 것도効果があると考えられる。具体的には、平成25年度に複数地域で開催した「企業におけるCSR・人権担当者向け実践講座」の一つを経営者に限定し、経営者に影響力があり、経営者の視点から人権の話をする「講師」を選ぶなど、経営層の意識を「人権に関する取組」へと向けるような工夫を行うべきである。さらに、経営層の集まる企業経営団体、経済団体などとも連携して啓発活動を行うなど、経営層に対し効果的なアプローチを引き続き行うことも重要であると考えられる。

(4) 人権啓発支援事業の継続及び一層の充実

- ① 今回の調査結果では、経済産業省中小企業庁の人権啓発セミナーやパンフレットの存在があまり知られていないことがうかがわれたものの、「今後利用したい」と答えた割合も高かった。企業が抱える諸問題を様々な角度から分析し、そのテーマに沿った視点から「人権に関する取組」を行うことの必要性を分かりやすく説明し、

理解してもらうことがポイントとなることから、今後は、産業界の各層や個別の対象者に対する啓発セミナーの開催、対象者別のパンフレットの作成、効率的・効果的な情報提供に一層努めるべきである。

- ② 啓発セミナーの開催については、「地方開催があれば参加を検討したい」という自由回答が見受けられた。また、セミナーへの参加については「今後参加したい」という回答も多いことから、これまで開催した実績のある大都市のみならず、地方各地での開催を促進していくことと併せて、時間的・経済的観点から、インターネットでの中継や動画サイトへの掲載も検討していく必要がある。
- ③ 企業のCSRへの関心については、「職場のメンタルヘルス対策」など社内の管理上企業が関心を持つテーマへの関心が高かった。こうした企業の関心が高いCSRの取組を人権の視点から分析し、CSRと人権の関わりについて解説するとともに、CSRに関する国際・国内の動向などの最新情報をセミナーやホームページ等を通じて情報提供していくことが効果的である。
- ④ 業務多忙な企業の人権担当者がいつでも都合のよい時間に活用できる媒体として、ホームページによる情報提供はきわめて有効である。今後、経済産業省中小企業庁のホームページ（人権啓発）については、より一層、見やすさや使いやすさを考慮し、情報発信について改めて検討していくことが望まれる。

（５）「企業における人権の尊重は、社会貢献のみならず企業の発展につながる」という視点に立脚したCSRの推進

CSRに対する意識は世界的に高まりを見せ、2010（平成22）年10月には初の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されたが、ISO26000には社会的責任の原則の重要な一つとして人権の尊重を掲げるとともに8つの人権の課題を設けている。

企業が持続可能な発展をするためには、「人権に関する取組」を本業である経済活動と一体化したものととらえ、自ら率先して実行していくことが、結果として企業の社会的イメージの向上や企業活動の効率性・生産性の向上につながるのである。さらに「人権を尊重する企業」との評価が定着すれば優秀で多様な人材の確保ができ、優れた商品開発など、企業活動への波及効果が働き、これまで以上に市場に対して柔軟な対応ができる組織に変革することが可能である。

「CSRと人権に関する取組」に消極的な企業に対して、いかに「社会的責任と人権の尊重」を果たすことが、企業の発展に資することになることを訴えていくことが重要である。

最後に、多くの企業においてCSRに取り組んだり、検討している企業が多い。このことから、これまで国が率先して各種セミナーの開催や啓発パンフレットの作成を実施してきたことにより、各企業においても国の手法をモデルとして社内啓発を実施する広がりを見せてきたとも受け取れる。この傾向を定着させるためにも、以上の提言を基に、現行の施策は後退することなく継続実施していくべきと考える。

そのためには、これまでに述べてきたように日頃から企業と接点のある行政（経済産業省中小企業庁、経済産業局、地方自治体の担当課）による啓発普及支援内容を、より積極的な広報のための工夫を凝らすとともに、経営層の集まる企業経営団体、経済団体などとも連携して経営者に影響力がある人物による情報発信など経営層に向けたアプローチを強化していくことも必要である。経営層の意識を「人権に関する取組」へと向ける取組は、その効果が早期に現れるものではないため、粘り強く継続的に啓発活動を実施していくことがポイントとなる。

5. 経済産業省の人権啓発支援事業

経済産業省中小企業庁では、同和問題の解決のために、特別措置法の下、1969（昭和44）年度から地域改善対策事業を行ってきたが、特別措置法失効（2002（平成14年）3月）後も、2000（平成12）年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）」に基づき、企業に対する人権啓発支援事業を実施している。

具体的には、2002（平成14）年度より、人権啓発事業（講演会等）を都道府県等に委託する事業を開始し、企業における人権に関する社内研修を教材面で支援するための人権啓発パンフレットや企業の取組事例集の作成・配布を開始した。さらに、東京、大阪等の都市で先進的な事例を紹介し、企業の人権啓発事業の参考に資するための「企業の社会的責任と人権」セミナーを開催し、その開催結果概要パンフレットの作成・配布を開始した。

2004（平成16）年度には、企業の社会的責任（CSR）についての関心や認識は高いにもかかわらず、参考事例の入手が困難なことなどから、CSRガイドパンフレットの作成・配布やインターネットを利用した人権侵害の増加に伴い、情報と人権をテーマとした「情報モラル啓発」セミナーの開催、情報モラル等に関するパンフレットや映像資料の作成・配布を開始した。

さらに、企業の取り組む人権啓発、CSRの内容が多岐にわたることから、「企業における『女性の人権』（2005（平成17）年度）、「企業と高齢者・障害者の人権」（2006（平成18）年度）など、企業のニーズに合わせた対象者や人権課題別の資料の作成・配布を開始し、2009（平成21）年度には、企業の人権啓発担当者や経営者を対象とした、同和問題に対する企業の基本的姿勢や、えせ同和行為の具体的事例と対応策をテーマとした「えせ同和行為対策セミナー」を開催するなど、経済産業省中小企業庁では人権啓発支援事業を継続し普及啓発の推進を行っている。（これまでに制作したパンフレット、ビデオは次頁参照）

これまでに制作したパンフレット・ビデオ

「CSR」で会社が変わる、
社会が変わる



2011年2月発行
2013年8月改訂

「CSR」で意識が変わる、
企業は伸びる



2011年3月発行
2013年8月改訂

「CSR」で見えてくる
明るい明日



2011年1月発行
2013年8月改訂

CHANGE信頼される
企業をめざして



2013年7月発行

えせ同和行為には…
みんなでNO!



2009年9月発行
2013年7月改訂

企業の社会的責任と
人権セミナー
概要パンフレット



2014年9月発行

明るく働きやすい
職場環境を目指して



2003年3月発行
2008年9月改訂

一人ひとりから、
はじめよう



2005年2月発行
2008年10月改訂

情報社会に問われる
企業の社会的責任



2004年10月発行
2008年11月改訂

人権に配慮した個人情報
の取り扱い方



2007年3月発行
2011年4月改訂

情報モラル実践事例集



2011年2月発行

企業に求められる
情報モラル



2010年2月発行
2012年6月改訂

情報モラル実践事例集2



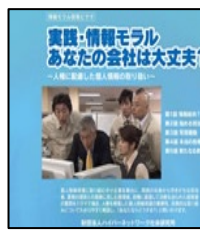
2014年2月発行

ネット社会の人権と
企業の情報モラル



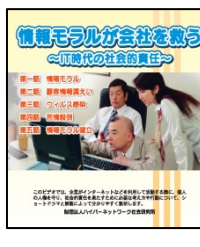
2014年3月発行

実践・情報モラル
あなたの会社は大丈夫?
(映像資料)



2008年9月発行

情報モラルが会社を救う
(映像資料)



2006年2月発行

上記のパンフレット、映像資料に関するご案内は、中小企業庁のホームページに掲載しております。

http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.htm

この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。